

平成25年8月施行

A-1 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、A又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、B特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

A

- 1 電波の型式、周波数、空中線電力
- 2 電波の型式、周波数、空中線電力
- 3 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力
- 4 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力

B

- 混信の除去その他
- 電波の規整その他公益上
- 混信の除去その他
- 電波の規整その他公益上

A-2 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型 式の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A2D	振幅変調で両側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	G1B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）
3	A3X	振幅変調で両側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	無情報
4	J3E	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

A-3 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、行われる無線通信をしてはならない。
- ② がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	総務省令で定める周波数の電波により	傍受	無線通信の業務に従事する者
2	総務省令で定める周波数の電波により	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用	免許人又は無線従事者
3	特定の相手方に対して	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用	無線通信の業務に従事する者
4	特定の相手方に対して	傍受	免許人又は無線従事者

A-4 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又はの範囲を超えて運用してはならない。ただし、、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- ② 次の(1)から(5)までに掲げる通信は、①の総務省令で定める通信（①の範囲を超えて運用することができる通信）とする。
- (1) 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
 - (2) 気象の照会又は時刻の照合のために行う航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の通信
 - (3) 電波の規正に関する通信
 - (4) 一の免許人に属する航空機局と当該免許人に属する海上移動業務又は陸上移動業務の無線局との間で行う
 - (5) (1)から(4)までに掲げる通信のほか、電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）に掲げる通信

A	B	C
1 通信の相手方若しくは通信事項	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	当該免許人のための急を要する通信
2 通信の相手方若しくは通信事項	遭難通信	当該免許人及び当該免許人以外の者のための急を要する通信
3 通信の相手方、通信事項、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	当該免許人及び当該免許人以外の者のための急を要する通信
4 通信の相手方、通信事項、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	遭難通信	当該免許人のための急を要する通信

A-5 次の記述は、航空移動業務の無線局等の聴守義務について述べたものである。電波法（第70条の4）及び無線局運用規則（第146条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、その運用義務時間中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①による航空局の聴守電波の型式は、Aとし、その周波数は、別に告示する。
- ③ ①による航空地球局の聴守電波の型式は、G1D又はG7Wとし、その周波数は、別に告示する。
- ④ ①による義務航空機局の聴守電波の型式は、Aとし、その周波数は、次の表の左欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 別	周 波 数
航行中の航空機の義務航空機局	(1) <input type="text"/> B (2) 当該航空機が <input type="text"/> C
航空法第96条の2第2項の規定の適用を受ける航空機の義務航空機局	交通情報航空局が指示する周波数

- ⑤ ①による航空機地球局の聴守電波の型式は、G1D、G7D又はG7Wとし、その周波数は、別に告示する。

	A	B	C
1	F3E	121.5MHz 又は 123.1MHz	航行する区域の責任航空局が指示する周波数
2	F3E	121.5MHz	適切であると認める周波数
3	A3E 又は J3E	121.5MHz	航行する区域の責任航空局が指示する周波数
4	A3E 又は J3E	121.5MHz 又は 123.1MHz	適切であると認める周波数

A-6 次に掲げる場合のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するとき。
- 2 航空局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
- 3 航空機局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。

A-7 次の記述は、航空移動業務における無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条、第18条及び第154条の2）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとするAによって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)及び(2)の事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「B」の連続及び自局の呼出符号又は呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「B」の連続及び自局の呼出符号又は呼出名称の送信は、10秒間を超えてはならない。
 - (1) ただいま試験中 3回
 - (2) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、Cを確かめなければならない。

平成25年8月施行

A	B	C
1 電波の周波数	本日は晴天なり	他の無線局の通信に混信を与えないこと
2 電波の周波数	試験電波発射中	他の無線局から停止の要求がないかどうか
3 電波の周波数及びその他必要と認める周波数	本日は晴天なり	他の無線局から停止の要求がないかどうか
4 電波の周波数及びその他必要と認める周波数	試験電波発射中	他の無線局の通信に混信を与えないこと

A-8 次に掲げる通報のうち、航空機の正常運航に関する通信の通報に該当するものはどれか。無線局運用規則（第150条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機の運航計画の変更に関する通報
- 2 航空機の移動及び航空交通管制に関する通報
- 3 航行中又は出発直前の航空機に関し、急を要する気象情報
- 4 航行中の航空機に関し、当該航空機を運行する者から発する急を要する通報

A-9 緊急通信は、緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により、どの場合に行う通信か。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥る虞^{おそれ}がある場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥る虞^{おそれ}がある場合その他緊急の事態が発生した場合

A-10 次に掲げる事項のうち、航空移動業務の無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない場合に該当しないものはどれか。電波法（第80条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信、緊急通信又は非常通信を行ったとき。
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

- 3 航空機局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- 4 航空機局が外国において、当該外国の主管庁の検査を受け、検査の結果について指示を受けたとき。

A-11 遭難通信及び緊急通信の取扱い等に関する次の記述のうち、電波法（第66条、第67条及び第70条の6）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害する虞のある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 2 航空局等（注）は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

注 航空局等とは、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。以下3及び4において同じ。

- 3 航空局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 4 航空局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が終了するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも5分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A-12 次の記述は、遭難航空機局が遭難通信に使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第168条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難航空機局が遭難通信に使用する電波は、A又は交通情報航空局から指示されている電波がある場合にあっては当該電波、その他の場合にあっては航空機局と航空局との間の通信に使用するためにあらかじめ定められている電波とする。ただし、当該電波によることができないか又は不相当であるときは、この限りでない。

- ② ①の電波は、遭難通信の開始後において、に限り、変更することができる。この場合においては、できる限り、当該電波の変更についての送信を行わなければならない。
- ③ 遭難航空機局は、①の電波を使用して遭難通信を行うほか、を使用して遭難通信を行うことができる。

A	B	C
1 責任航空局	救助を受けるため必要と認められる場合	F3E 電波 156.8MHz
2 責任航空局	航空局が必要と認める場合	F3E 電波 156.65MHz
3 正常運航に関する通信を行う航空局	救助を受けるため必要と認められる場合	F3E 電波 156.65MHz
4 正常運航に関する通信を行う航空局	航空局が必要と認める場合	F3E 電波 156.8MHz

A-13 次の記述は、免許状及び免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、場所の掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証をしていなければならない。

A	B	C
1 主たる送信装置のある	見やすい箇所に	携帯
2 主たる送信装置のある	できる限り上部に	総務大臣の要求に応じて容易に提示できる場所に保管
3 主たる通信操作を行う	見やすい箇所に	総務大臣の要求に応じて容易に提示できる箇所に保管
4 主たる通信操作を行う	できる限り上部に	携帯

A-14 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その違反についてAに報告しなければならない。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁がBに行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その管轄の下にある局が国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に、国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15条（無線局からの混信）15.1）の違反を行ったことを知った場合には、事実を確認してCならない。

	A	B	C
1	その局の属する国の主管庁	その違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に通報しなければ
2	その局の属する国の主管庁	その局を管轄する国の主管庁	必要な措置をとらなければ
3	その違反を行った者の属する国の主管庁	その違反を行った局	必要な措置をとらなければ
4	その違反を行った者の属する国の主管庁	その局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に通報しなければ

B-1 次の記述は、航空機局の開設の手続について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

アに、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- | | |
|--|---------------------------------|
| (1) 目的 | (2) 開設を必要とする理由 |
| (3) 通信の相手方及び通信事項 | (4) 無線設備の設置場所 |
| (5) <input type="text"/> イ及び空中線電力 | (6) 希望する <input type="text"/> ウ |
| (7) 無線設備の工事設計及び <input type="text"/> エ | (8) 運用開始の予定期日 |
| (9) その航空機に関する次の事項 | |

(イ) オ (ロ) 用途 (ハ) 型式

(ニ) 航行区域 (ホ) 定置場 (ヘ) 登録記号

(ト) 航空法第60条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機であるときは、その旨

- 1 航空機局を開設しようとする者は、届書
- 2 航空機局の免許を受けようとする者は、申請書
- 3 電波の型式並びに希望する周波数の範囲
- 4 電波の型式、周波数
- 5 運用許容時間
- 6 運用義務時間
- 7 工事落成の予定期日
- 8 工事着手の予定期日
- 9 航空機の所有者
- 10 航空機を運行する者

B-2 次の記述は、航空移動業務における無線電話通信の一般通信方法について述べたものである。無線局運用規則（第16条、第19条の2、第22条、第154条の3及び第18条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線電話通信における通報の送信は、ア行わなければならない。
 - ② 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとするイによって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
 - ③ 無線電話通信においては、航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくともウを置かなければ、呼出しを反復してはならない。
 - ④ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、エならない。オ電波の発射についても同様とする。
- 1 語辞を区切り、かつ、明りように発音して
 - 2 速やかに、かつ、短時間で
 - 3 電波の周波数
 - 4 電波の周波数その他必要と認める周波数
 - 5 10秒間の間隔
 - 6 2分間の間隔
 - 7 直ちにその呼出しを中止しなければ
 - 8 空中線電力を低減して呼出しを行わなければ
 - 9 通報の送信のための
 - 10 無線設備の機器の試験又は調整のための

B-3 次の記述は、航空機の遭難に係る遭難通報に応答した航空局又は航空機局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第171条の3、第172条の2及び第172条の3）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信し、これに応答したときは、直ちに当該遭難通報をアに通報しなければならない。
- ② 遭難通報を受信し、これに応答した航空局又は航空機局は、イを行い、又は適当と認められる他の航空局にイを依頼しなければならない。
- ③ 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、次の(1)及び(2)に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、救助上適当と認められるウに対し、エすること。
- (2) 当該遭難に係る航空機をオに遭難の状況を通知すること。

- | | | |
|-----------|----------------|-----------------|
| 1 搜索救難の機関 | 2 航空交通管制の機関 | 3 当該遭難通信の宰領 |
| 4 遭難通報の中継 | 5 海岸局 | 6 海上保安庁その他の救助機関 |
| 7 搜索救助を要請 | 8 当該遭難通報の送信を要求 | |
| 9 所有する者 | 10 運行する者 | |

B-4 次に掲げる無線設備の操作のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、航空無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 航空局及び航空地球局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）
- イ 航空機局及び航空機地球局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）
- ウ 航空機局及び航空機地球局の無線設備の技術操作
- エ 航空局及び航空地球局の空中線電力250ワット以下の無線設備の外部の調整部分の技術操作
- オ 航空機のための無線航行局の空中線電力500ワット以下の無線設備の外部の調整部分の技術操作

B-5 次に掲げる事項のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣から受けることがある処分に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

ア 無線従事者の免許の取消しの処分

イ 3箇月以内の期間を定めて行う無線設備の操作の範囲を制限する処分

ウ 3箇月以内の期間を定めて行うその業務に従事することを停止する処分

エ 期間を定めて行うその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分

オ 期間を定めて行うその無線従事者が従事する無線局の周波数又は空中線電力を制限する処分

B-6 航空移動業務の無線局における無線業務日誌の記載等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

ア 電波法第70条の4の規定による聴守周波数は、無線業務日誌に記載しなければならない。

イ 免許人は、使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。

ウ 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容は、無線業務日誌に記載しなければならない。

エ 国際航空に従事する航空機の航空機局又は航空機地球局においては、無線業務日誌に記載する時刻は、協定世界時とする。

オ 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載しなければならない。